

電子公証サービスについて

株式会社日本電子公証機構

TEL 03-5819-3871 FAX 03-5819-3873

E-mail info@jnotary.com

URL <http://www.jnotary.com/>

株式会社日本電子公証機構の概要

- 商号 株式会社日本電子公証機構（略称：JN）
Japan Digital Notarization Authority Co.,Ltd.
- 資本金 4億500万円
- 主要株主 株式会社システムコンサルタント
- 設立 平成12年4月27日
- 所在地 〒130-0013 東京都墨田区錦糸2丁目14番6号
- 連絡先 TEL 03-5819-3871 FAX 03-5819-3873
- URL <http://www.jnotary.com>
- 代表者 代表取締役社長 松崎 誠
- 事業内容 電子公証サービス、電子認証サービス 等
- 公的資格 特定認証業務 認定業者 平成13年12月14日取得

JNが提供する電子公証サービスとは

- 電子公証サービスとは、
 - その電子ファイルが誰のもので、いつから存在し、その後改ざんされていない事を、JNが中立の第三者の立場で証明するASPサービス
- 電子ファイルの種類や内容は一切問わない
 - あらゆる電子ファイルを電子公証サービスの対象として取り扱うことが可能

電子公証サービスの仕組み

- 電子公証サービスは、
 - (1) 電子認証(電子署名)、
 - (2) タイムスタンプ、
 - (3) ハッシュ値という3つの技術の組み合わせで提供
- しかも、これらの技術は、すべて世界標準の技術

電子公証サービスの証拠性

- 電子公証サービスの証拠性は、
3つの世界標準の技術により担保
- 電子公証サービスの証拠性を否定するためには、
これら3つの世界標準の技術を否定する必要あり
→ 現実的には不可能

電子公証サービスの運用

- 2種類の運用
 - クライアントベースの運用
 - システム連動オプションを使った運用

電子公証サービスの運用(クライアントベース)

- 顧客は、インターネットに接続できるWindowsPCに、公証エージェント、証明エージェント、電子証明書、ライセンスファイルをインストール
- 公証エージェントと証明エージェントのアイコンがPCのデスクトップ上に表示

電子公証サービスの運用(クライアントベース)

- アイコンにドラッグ & ドロップ
 - 顧客は、公証エージェント or 証明エージェントのアイコンに、対象となる電子ファイルをドラッグ & ドロップし、その後数回クリックするだけ

電子公証サービスの運用(システム連動オプション)

- システム連動オプション

- 公証エージェントには、システム連動オプションも用意
- プログラムから公証エージェントの機能が利用可能
- このオプションを利用したファイル管理システム(別売)も提案可能

電子公証サービスの運用

- 失効情報の取得 などの運用
 - 一般的に、電子認証(電子署名)やタイムスタンプを利用する場合、顧客は電子認証(電子署名)やタイムスタンプのための運用(失効情報の取得 など)を行う必要あり
- JNが、顧客に代わりこれらの運用を実施
 - 電子公証サービスの顧客は、これらのことに気を使う必要なし

電子公証サービスの安全性

- JNが顧客から得る情報はハッシュ値のみ
 - 電子公証サービスにおいて、JNが顧客のPC から受取る情報は、顧客の電子ファイルに電子署名した後に計算するハッシュ値のみ
- ハッシュ値の不可逆性
 - ハッシュ値から、電子ファイルの復元は不可能
- 暗号化
 - 顧客のPCからJNまでの通信経路上を、暗号化
 - JNのディスク上のデータ(ハッシュ値を保管)も、暗号化

電子公証サービスの利用場面

- 社内の情報

- 社外秘の情報(技術ノウハウ、営業ノウハウ、知的財産情報など)や、社内にしかない情報(日報などの報告書、議事録など)を、
- 将来のリスクに備えるために電子公証を利用

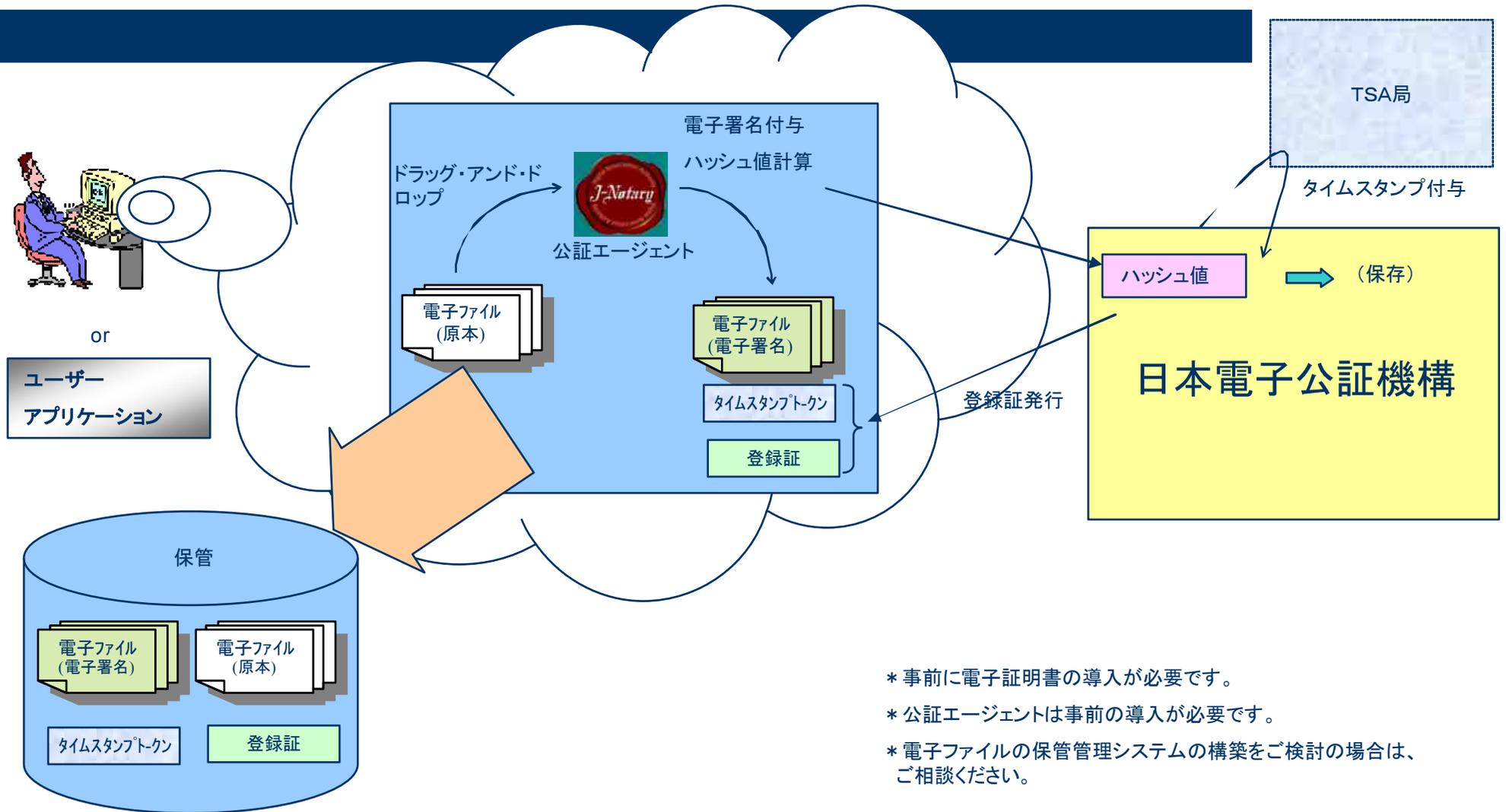
- この他にも、

- 共同研究や共同事業において、どちらが先に出したアイデアかなどの、先後の判断
- 公開情報(カタログやパンフレットなど)をいつ、どのような内容で公開していたのか、あるいは、公開されていたのか
- 自作の著作物であることの主張

ご利用事例

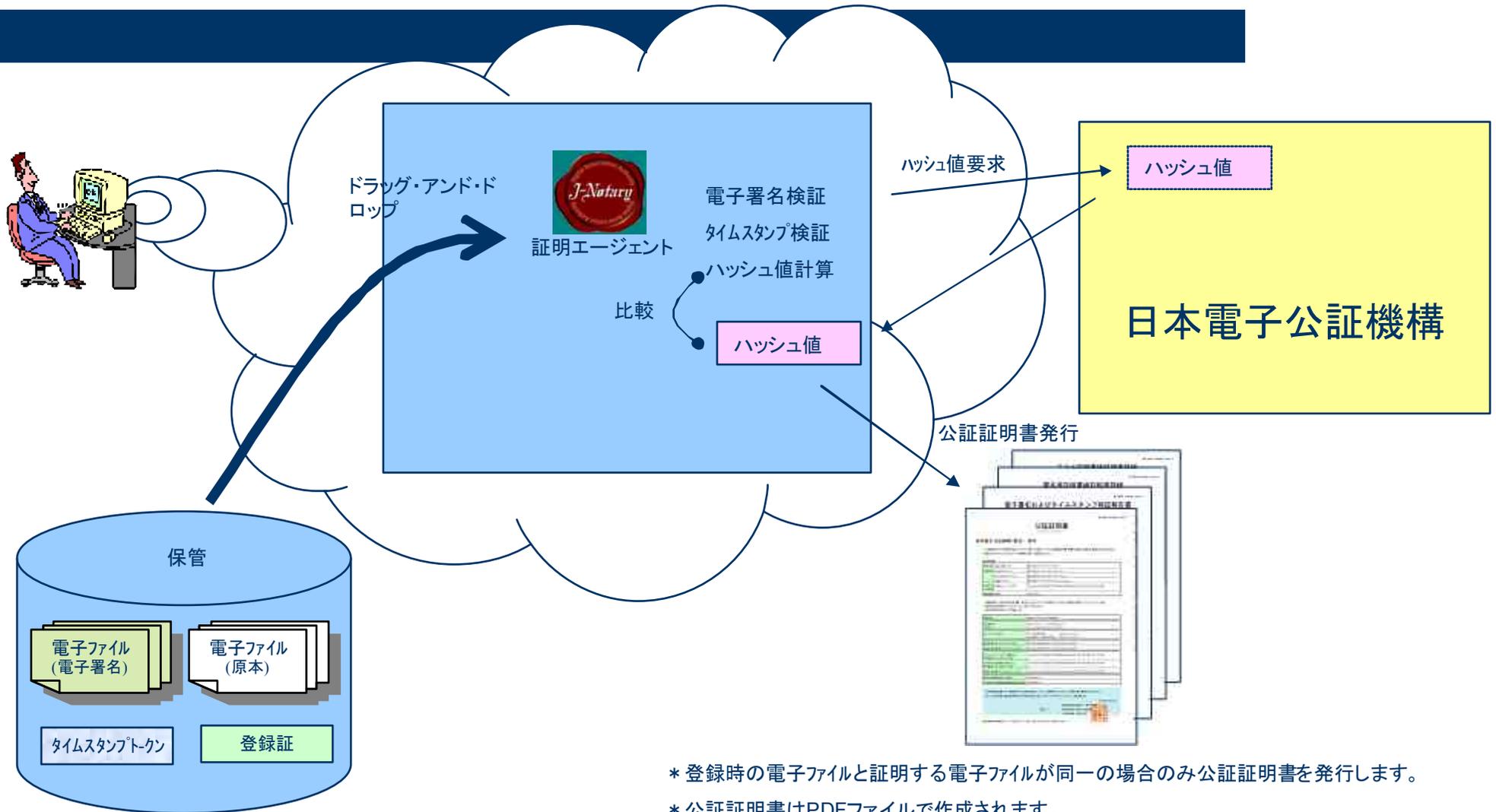
- **知的財産情報の保有証明** (先使用権立証支援サービス)
- **カルテの電子化保存** (カルテ電子化保存支援サービス)
- **電子契約書** (電子契約支援サービス)
- **電子請求書** (電子請求支援サービス)
- **ログファイルの非改ざん証明** (アクセスログ保全証明サービス)

簡単なオペレーション 公証登録『公証エージェント』



- * 事前に電子証明書の導入が必要です。
- * 公証エージェントは事前の導入が必要です。
- * 電子ファイルの保管管理システムの構築をご検討の場合は、ご相談ください。

簡単なオペレーション 公証証明『証明エージェント』



- * 登録時の電子ファイルと証明する電子ファイルが同一の場合のみ公証証明書を発行します。
- * 公証証明書はPDFファイルで作成されます。

アプリケーションへの組み込み (知財情報管理システムの場合)

